

平成 29 年 1 月 13 日  
改正 平成 29 年 4 月 1 日

## 野辺地町小形風力発電施設建設に関するガイドライン

### 1. 目的

野辺地町小形風力発電施設建設に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という)は、野辺地町において小形風力発電(出力 20 kW 未満の風力発電設備をいう)施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備(以下「風力発電施設等」という)の建設にあたって、野辺地町民の安全・安心及び環境保全、景観形成の視点から、風力発電施設等を建設しようとする者(以下「事業者」という。)が遵守する事項や調整手順を示すことを目的とする。

### 2. 対象となる施設等

#### (1) 対象施設

このガイドラインの対象とする施設は、風力発電施設等とし、新設、増設、又は改修をする場合を対象とする。

#### (2) 対象地域

このガイドラインの対象地域は野辺地町全域とする。

なお、町民の暮らしの安全・安心及び健康被害、騒音問題、景観保全等の観点から住宅地周辺への建設は避けること。

### 3. 建設等にあたっての基準

#### (1) 住宅等からの距離

対象となる小形風力発電の施設については、住宅等から 300 m (高さ 13 m 未満の施設であって、単機で設置する場合は 250 m) 以上離れていること。また、周辺住民及び集落に居住するすべての世帯等へ施設設置の説明を行うこと。

※ 住宅等には、学校、幼稚園、保育園、病院などの文教施設、保健福祉施設等を含むものとする。

#### (2) 騒音

最も近い住宅等において、騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に係る基準値内(昼間 55 デシベル以下、夜間 45 デシベル以下)とすること。

#### (3) 低周波音

最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参考値を超えないものとする。

#### (4) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないように影響の予測及び調査を行うなど十分配慮し、必要な措置を講ずること。

#### (5) 自然環境

風力発電施設等の建設等によって動植物に与える影響を可能な限り回避するように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

#### (6) 景観

- ① 事業者は、風力発電施設等の建設等にあたって、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画すること。
- ② 風力発電施設等の配置、規模、意匠及び色彩は、周囲の景観と調和が図られるものとする。
- ③ 事業者は、景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 事業者が風力発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。

#### (7) 光害

事業者は、風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物への影響を及ぼさないように必要な措置を講ずること。

#### (8) 文化財

事業者は、風力発電施設等の建設等にあたって、建設等の影響から文化財を保護するよう努めるものとする。

### 4. ガイドラインによる調整手順

#### (1) 事業説明

事業者は、風力発電施設等の設置地域及び規模の概要を計画した段階で、町及び関係住民（地権者等）、必要に応じ公的機関及び関連団体に事業説明するものとする。

#### (2) 事業説明結果の報告

事業者は住民説明会等の実施結果について、内容や参加者等の状況等について、随時、町へ報告すること。

#### (3) 本ガイドラインに基づき野辺地町へ提出する資料

次の資料は工事着工50日前までに提出すること。

**平成29年4月1日以前に設備認定を受けた案件**

- ① 風車位置及び距離を示した公図等  
公図等に風車設置位置を示し、公図等の縮尺に合わせて半径300mの円を図示し、住居等との距離が一見して確認できるようにすること。
- ② 国の設備認定通知（写）
- ③ 電力会社との接続契約（写）又は接続の約束が確認できる資料（写）
- ④ 周辺住民及び集落への風力発電施設建設の説明会資料及び説明会実施結果の報告書
- ⑤ 事業実施計画（任意）及びキャッシュフロー（事業開始から撤去まで）
- ⑥ 事業体制、運用開始後の連絡体制及び不測の事態が生じた場合の責任者（対応者）を記した書類（不測の事態が生じた場合の対応の確約書）

**平成29年4月1日以降に設備認定を受けた案件**

- ① 風車位置及び距離を示した公図等  
公図等に風車設置位置を示し、公図等の縮尺に合わせて半径300mの円を図示

し、住居等との距離が一見して確認できるようにすること。

- ② 国の再生可能エネルギー発電事業計画の新認定制度に基づいた事業計画と設備認定通知（写）
- ③ 電力会社との接続契約（写）又は接続の約束が確認できる資料（写）
- ④ 周辺住民及び集落への風力発電施設建設の説明会資料及び説明会実施結果の報告書

#### 5. 建設等の工事中及び工事完成後における調査

事業者は、風力発電施設等の建設中及び建設後についても環境及び景観等の保全に関し、「3. 建設等に当たっての基準」の遵守に努めなければならない。

#### 6. 設置後の維持管理等

- (1) 事業者は設置した施設について、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。なお、破損又は事故等が発生した場合は、速やかに町に報告すること。
- (2) 事業者は、設置後に騒音、電波等の障害が発生した時には、その状況を町に報告のうえ、原因を調査し誠意を持って対応するとともに、その内容を町に報告すること。
- (3) 事業者は設置施設での事業が終了した場合は、責任をもって施設を撤去すること。

#### 7. その他

- (1) 風力発電施設等の建設等に当たり、住民等から事業者へ申し入れのあった事項については、誠意を持って対応するとともに、その内容を町に報告すること。
- (2) 本ガイドラインの公表日（平成29年1月13日）より前に既に設備認定を受けている事業にあっては、半径300m以内の住民等から風力発電事業に対する承諾書又は同意書を得て、周辺住民及び地域の理解を得た上でその旨を町へ報告すること。
- (3) 本ガイドラインを遵守しない事業者については、稼働中の再生可能エネルギー設備の停止、計画中または建設中の設備については中断または中止を求めることとする。